## 国立国会図書館に技術主任を置くの件

(昭和三十九年四月一日館長決定第五号)

改 正 同 六十一年五月昭和四十一年四月 一日館長決定第五号

平 成 十八年三月二十四日同 三十日同 第五号

国立国会図書館に技術主任を置くの件を次のように定め、 昭和三

十九年四月一日から施行する。

1 国立国会図書館に、相当高度の技術的業務を担当させるため、

技術主任若干人を置く。

2 技術主任は、 職員のうちから館長が命ずる。

3 技術主任の担当する技術的業務の範囲は、必要に応じ、別に定

める。

4 技術主任の職務の級は、 行政職給料表一の三級又は四級とする。

**改正文**(昭和四十一年四月一日館長決定第五号)抄

昭和四十一年四月一日から施行する。

改正文(昭和六十一年五月三十日館長決定第五号)抄

昭和六十一年六月一日から施行し、 昭和六十年七月一日から適用

する。

附 (平成十八年三月二十四日館長決定第一号)

本件は、 平成十八年四月一日から施行する。